

第 1 1 期 松山市分別収集計画

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

1. 計画策定の意義

利便性と環境の調和した未来を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。その実現には、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成 9 年度にリサイクル可能な資源を再利用し有効活用するため 7 種 1 0 分別での分別収集を開始した。その後、平成 1 8 年度には、ペットボトルを含むプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集を開始、さらに、平成 2 3 年度には、ペットボトルの単独収集を開始し、現在は 8 種 1 1 分別による分別収集を実施することにより、リサイクル率や品質の向上を目指している。

また、今後は、令和 7 年 3 月に策定した「第 3 次松山市環境総合計画」において、『循環型まちづくり』を基本目標に掲げ、さらに、令和 3 年 3 月に策定（令和 6 年 3 月に一部改訂）した「松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、さらなるごみの減量や再資源化を推進していくための各種施策に取り組むこととしている。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第 8 条に基づき、容積比で一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物の分別収集、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明確にし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が促進され、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

（１）3 R の推進

ごみの減量・再使用・再生利用への市民の関心を高めるための様々な取り組みを通してごみのリサイクルを推進し、再資源化率の向上を図る。

（２）最終処分場の延命化

埋立ごみを減量し再資源化を進め、最終処分量の削減に努める。

（３）適正なごみ処理

①ごみ処理施設の適正な維持管理や運営により、安全かつ安定的にごみを処理する。

②家庭系ごみの分別排出に対応した、迅速で効率的な収集運搬を行える体制を整備する。

(4) 参加と協働と情報の共有

- ①他市町村から転入してきた学生等に本市の分別ルールを周知し、正しい分別への協力を促すほか、学校や学生サークル等の依頼に応じ、積極的に講義や意見交換の場に出向くなど、情報共有の体制を築き、容器包装廃棄物の削減・再資源化に努める。
- ②住民・NPO・事業者等との連携を図り、意見交換を行いながら、新たな行動に発展していくような体制の構築に努める。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次に示すものを分別収集の対象とする。

- (1) スチール製容器
- (2) アルミ製容器
- (3) ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- (4) 飲料用紙製容器
- (5) 段ボール
- (6) ペットボトル
- (7) プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	21,760	21,601	21,437	21,277	21,116

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するために、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、リサイクルの中間処理業者、再生事業者等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることにより、ごみについての知識と理解を深めていけるよう、積極的に以下の周知啓発活動に取り組む。

(1) 印刷物や広報媒体を活用した普及啓発・環境学習

① 印刷物の活用

「地区別ごみカレンダー」や分別辞典を掲載した冊子「ごみ分別はわかり帳」の配布に加え、小学4年生を対象にした学習冊子や、より分別の徹底が求められるプラスチック製容器包装の分別に特化した印刷物を作成・配布することにより、ごみ分別の徹底を図る。

② 広報媒体の活用

広報紙、テレビ、ラジオ、民間情報誌等、様々な媒体を使って積極的に周知を行う。

(2) 施設見学の受入及び環境学習施設の活用

焼却処理施設、中間処理業者及び再生事業者等への見学を積極的に受け入れ、各家庭から排出された後のごみ処理の現場を見て感じてもらうことにより、ごみを減らすことの重要性や分別における課題など、ごみ問題に対する意識の高揚を図る。

また、環境学習施設を活用し、3Rの推進に関する展示や講座、リサイクル家具の販売などを行うことにより、市民のごみの減量に対する意識の高揚を図る。

(3) 地域や学校等への啓発活動

再生事業者等からリサイクル原料やリサイクル製品、処理工程の映像等の提供を受け、3Rの重要性についてより理解を深めることを目的とした啓発活動を下記のとおり実施する。

① 学校への啓発：「ごみの出張講座」

市内の小学4年生が総合学習で「ごみ」について学ぶ機会を活用し、各学校に「ごみの出張講座」を学習メニューとして提案する。依頼のあった小学校に職員が出向き、ものを大切にすること、ごみを減らすために1人1人ができることなど、3Rの重要性について講座を行うことにより、子どもの頃からのごみ問題への意識づけを図る。

② 地域等への啓発：「ごみの分別説明会」

依頼のあった地域や各大学の新入生オリエンテーション、イベント等に職員が出向き、ごみの分別やリサイクルに関する説明会を積極的に行う。対面で説明や意見交換をすることにより、ごみの減量やリサイクルに関する理解や協力を求める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、松山市・民間業者が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	金物・ガラス類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器)	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙類
主として段ボール製の容器	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	435		432		429		426		423	
主としてアルミ製の容器	491		487		483		479		475	
無色のガラス製容器	202		201		200		199		198	
	13	189	13	188	13	187	13	186	13	185
茶色のガラス製容器	655		650		645		640		635	
	15	640	15	635	15	630	15	625	15	620
その他のガラス製容器	2,721		2,701		2,681		2,661		2,641	
	3	2,718	3	2,698	3	2,678	3	2,658	3	2,638
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	31		31		31		31		31	
主として段ボール製の容器	1,582		1,570		1,558		1,546		1,534	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	1,401		1,391		1,381		1,371		1,361	
	1,401	0	1,391	0	1,381	0	1,371	0	1,361	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	5,147		5,109		5,071		5,033		4,995	
	5,147	0	5,109	0	5,071	0	5,033	0	4,995	0

※ガラス製容器(無色、茶色、その他)、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の指定法人への引渡見込量と独自処理見込量の記載方法は次のとおり。

(合計)	
(引渡見込量)	(独自処理見込量)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

令和6年度の特定分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じ、算出した。

なお、人口変動率は、第7次松山市総合計画の将来人口推計を参考に、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
490,527 人 (対前年度比)	486,897 人 (対前年度比)	483,245 人 (対前年度比)	479,621 人 (対前年度比)	475,976 人 (対前年度比)
99.26 %	99.26 %	99.25 %	99.25 %	99.24 %

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階
金 属	スチール製容器	金物・ガラス類	ステーション収集 民間委託収集
	アルミ製容器		
ガ ラ ス	無色のガラス製容器		
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
紙	飲料用紙製容器	紙類 (紙パック)	
	段ボール	紙類 (段ボール)	
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

金属、ガラス、紙、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、民間のリサイクル施設で中間処理をしている。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	金物・ガラス類	袋	パッカー車	民間処理施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	金物・ガラス類	袋	パッカー車	民間処理施設 (選別・保管)
茶色のガラス製 容器				
その他の ガラス製容器				
飲料用紙容器	紙類	縛る	平ボディ車 パッカー車	— (注)
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	民間処理施設 (選別・圧縮・保管)
その他のプラス チック製容器包装	プラスチック製 容器包装	袋	パッカー車	民間処理施設 (選別・圧縮・保管)

(注) 飲料用紙容器及び段ボールは分別収集後、民間企業に売り払い等の引き渡しをしており、民間企業の処理施設で「選別・圧縮・保管」等の処理を行っている。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

さらなる再資源化率の向上を図るため、印刷物や広報媒体等を活用することに加え、廃棄物減量等推進員及び協力員と協力し、ごみの正しい分別、排出、減量等に関する啓発活動を行っていく。

また、分別収集、選別保管のコスト削減のため、容器包装の分別収集、選別保管に係る経費の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。